

生産者の米穀在庫等調査

(令和元年6月30日現在の見込み在庫量及び平成30年結果)

【調査結果の概要】

1 令和元年6月30日現在の在庫量（見込み）

令和元年6月30日現在における1経営体当たりの米の在庫量（精米を除く。）は、279kgと見込まれる。

表1 6月30日現在における米の在庫量（全国）

単位：kg

区分	平成30年6月30日現在		令和元年6月30日現在（見込み）	
		精米を除く		精米を除く
全国	316	306	297	279

注：1 平成30年6月30日現在の在庫量は確定値、令和元年6月30日現在の在庫量は令和元年5月31日現在における見込み値である（以下同じ。）。

2 平成30年6月30日現在の調査対象は販売農家であるが、令和元年6月30日現在の調査対象は農業経営体である（以下同じ。）。

2 平成30年（平成30年6月～令和元年5月）

(1) 平成30年における1経営体当たりの米の収穫量は8,282kg、販売量は7,594kg、自家消費量は384kgとなった。

(2) 令和元年5月31日現在の1経営体当たりの米の在庫量は366kgとなった。

表2 米の収穫量、販売量、在庫量等（全国）

単位：kg

区分	収穫量	購入量	販売量	無償譲渡량	自家消費量	5月31日現在の在庫量
全国	8,282	113	7,594	221	384	366

本資料は、農林水産省ホームページ「統計情報」の次のURLから御覧いただけます。

【 http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kome_zaiko/index.html#y1 】

◎ 調査結果の利活用

「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」における米穀の需給見通しの策定、食料需給表の作成のための資料等に利用

◎ 関連データ

水稲の作付面積及び収穫量の推移（全国）

年産	作付面積（子実用）		収穫量（子実用）	
	ha	主食用 ha	t	主食用 t
平成21年産	1,621,000	1,592,000	8,466,000	8,309,000
22	1,625,000	1,580,000	8,478,000	8,239,000
23	1,574,000	1,526,000	8,397,000	8,133,000
24	1,579,000	1,524,000	8,519,000	8,210,000
25	1,597,000	1,522,000	8,603,000	8,182,000
26	1,573,000	1,474,000	8,435,000	7,882,000
27	1,505,000	1,406,000	7,986,000	7,442,000
28	1,478,000	1,381,000	8,042,000	7,496,000
29	1,465,000	1,370,000	7,822,000	7,306,000
30	1,470,000	1,386,000	7,780,000	7,327,000

資料：農林水産省統計部『作物統計』

【統計表】

1 6月30日現在における米の在庫量（全国・全国農業地域別）

全国 ・ 全国農業地域	平成30年6月30日現在		令和元年6月30日現在（見込み）		集計経営体数 （令和元年 6月30日現在）
	kg	精米を除く	kg	精米を除く	
全 国	316	306	297	279	2,263
北 海 道	792	767	658	637	170
東 北	339	330	328	305	608
北 陸	261	251	269	251	296
関 東 ・ 東 山	330	321	276	259	407
東 海	329	317	286	266	134
近 畿	285	274	350	332	166
中 国	296	289	255	238	180
四 国	234	225	208	196	77
九 州	313	303	301	284	225
沖 縄	282	281	…	…	…

2 米の収穫量、販売量、在庫量等（全国）（平成30年）

単位：kg

区分	収穫量	購入量			販売量			
		計	飯用等	は種用	計	J A等	卸・小売業者	外食事業者
水稻うるち米・ 水稻もち米計	8,282	113	71	42	7,594	…	…	…
水稻うるち米	8,070	106	65	40	7,411	5,159	1,205	108
水稻もち米	212	7	6	1	182	…	…	…

区分	販売量（続き）		無償譲渡 量	自家消費量				令和元年 5月31日 現在の 在庫量
	一般消費者等	その他		計	飯用	は種用	その他	
水稻うるち米・ 水稻もち米計	…	…	221	384	335	40	10	366
水稻うるち米	786	152	208	368	322	38	8	355
水稻もち米	…	…	13	16	13	1	2	12

注：水稻もち米は、販売先別の販売量を把握していない。

【調査の概要】

1 調査の目的

生産者の米穀在庫等調査は、生産者の米穀の在庫量、消費量、販売量等の実態を把握し、米穀の需給の安定を図る観点からの食料行政の円滑な遂行等、各種行政施策の推進のための資料を整備することを目的とする。

2 調査の対象

本調査は、2015年農林業センサス（農業経営体調査）において把握した、販売目的で水稻を10アール以上作付けた農業経営体（以下「経営体」という。）を対象に実施した。

ただし、平成30年6月30日現在における調査の対象は、販売目的で水稻を10アール以上作付けた農家である。

3 調査対象経営体の選定・抽出方法

(1) 階層区分

階層は、水稻作付面積規模別（以下「階層別」という。）に、次のとおり区分した。

第1階層：1ha未満

第2階層：1ha以上5ha未満

第3階層：5ha以上10ha未満

第4階層：10ha以上

(2) 標本の大きさ及び標本配分

平成26年度から平成28年度までに実施した本調査における全国の脱穀量（収穫量）を指標とした目標精度（標準誤差率）を1.0%として、階層別の母集団の大きさ及び標準偏差に応じて標本の大きさ（調査対象経営体数）を最適配分した。

なお、第1階層については、郵送回収率を45%と想定し、最適配分により算出した数に45分の100を乗じた数とした。

また、階層別の調査対象経営体数を全国農業地域別に母集団の大きさに応じて比例配分した結果、全国農業地域別の目標精度が5%を満たさない地域が発生した場合は、最も目標精度が高い地域から調査対象経営体数を再配分する調整を実施した。

(3) 標本抽出

2015年農林業センサス結果で調査の対象に該当した経営体を、地方農政局等別及び階層別に区分し、水稻作付面積の小さい方から順に配列したリストを作成し、その作成したリストを(1)で配分した当該階層の調査対象経営体数で等分し、等分したそれぞれの区分から1経営体ずつ無作為に抽出した。

(4) 調査対象経営体数

	母集団の大きさ ①	調査対象経営体数 ②	有効回収数 ③	有効回収率 ③÷②
全 国	経営体 943,481	経営体 3,079	経営体 2,263	% 73.5

注：「有効回収数」とは、回収があったもののうち、調査対象期間において作付けがなかった等の理由により、集計対象外とした調査対象経営体を除いた数である。

4 調査事項

収穫量、販売量、自家消費量、在庫量（5月31日現在及び6月30日現在の見込み）等

5 調査期間

調査期間は、平成30年6月1日から令和元年5月31日までの1年間とした。

6 調査実施期間・回収期間

調査は、平成31年4月から令和元年6月までの間に実施した。

調査票は、令和元年6月上旬から中旬までの間に回収した。

7 調査方法

(1) 第1階層

調査票を郵送配布し、郵送又はオンライン調査システムで回収する自計調査の方法により行った。

(2) 第2～4階層

調査員が調査対象経営体に対して調査票を配布・回収する自計調査の方法により行った。ただし、調査対象経営体の協力が得られる場合は、調査票を郵送配布し、郵送又はオンライン調査システムで回収する自計調査の方法により行った。

8 集計方法

本調査の結果は、農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課において集計した。

また、集計方法については、全国農業地域を集計区分として、各調査事項における1経営体当たり平均値を次式により算出した。

< 1経営体当たり平均値の算出方法 >

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i=1}^n w_i x_i}{\sum_{i=1}^n w_i}$$

\bar{x} : 全国農業地域における1経営体当たり平均値の推定値

x_i : 全国農業地域に属する*i*番目の集計経営体の調査結果

w_i : 全国農業地域に属する*i*番目の集計経営体のウエイト

n : 全国農業地域に属する集計経営体数

各集計経営体に乗ずるウエイトは、全国農業地域別及び階層別の区分ごとに、次式により算出した標本抽出率（階層の大きさに対する集計経営体数の比率）の逆数とした。

$$\text{標本抽出率} = \frac{\text{当該階層から抽出した集計経営体数}}{\text{2015年農林業センサス結果による当該階層の大きさ（農業経営体数）}}$$

9 実績精度（平成30年結果）

全国における1経営体当たりの脱穀量（収穫量）を指標とした実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと、1.53%である。

10 全国農業地域の区分

統計表に用いた全国農業地域区分は、次のとおりである。

全国農業地域名	所属都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

11 用語の解説

在庫量	農業経営体が保管している主食用の米穀の量をいい、販売予約済又は手付金受領済のものであって、現品を当該農業経営体以外の者に引き渡していないものを含む。
収穫量	収穫した主食用の米穀の量をいい、くず米を含む。
購入量	購入、譲受け、借入れ、物々交換及び現物収入等により、他者から譲り受けた米穀の量をいい、購入した苗に相当する種子もみを含む。
飯用等	自家で食用とするため購入した米穀及び転売用に購入した米穀をいう。
は種用	種子として購入したもみ及び苗の数量をいう。
販売量	農業経営体が販売、交換、現物支払等により他者に有償で販売した主食用の米穀の量をいい、本調査では、うるち米についてのみ、次に掲げる販売先別に販売量を把握した。
J A 等	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第5条の規定に基づき米穀の生産調整方針を作成し、その方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けた米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体及び食糧法施行令（平成7年政令第98号）第3条で定める者をいう。

卸・小売業者	主として米穀の卸売の業務又は小売の業務を行う者をいう。
外食事業者	一般的に米を調理し消費者に提供する業務を営む者をいう。
一般消費者等	一般の消費者、消費者グループ、農産物直売所や道の駅等への委託販売のほか、子等親族に有償で販売した場合をいう。
その他	J A等、卸・小売業者、外食事業者及び一般消費者等に有償で販売した以外の主食用の米穀をいい、地代、作業賃料等に係る現物支払、物々交換等を含む。
無償譲渡	農業経営体が贈答等、無償で譲り渡した主食用の米穀の量をいう。
自家消費量	農業経営体が収穫又は購入した主食用の米穀を次に掲げる用途に使用した量をいう。
飯用	食用のために使用した米穀をいい、雇い人及び来客の食事に使用した米穀を含む。
は種用	種子として使用したもみ及び苗の数量をいう。
その他	飯用及びは種用以外の用途に使用した米穀をいい、家畜等の飼料にした米穀及び自家製みそ・しょうゆ・穀粉等の原材料にした米穀並びに災害・盗難等より紛失した米穀を含む。

12 利用上の注意

- (1) 本調査は、平成30年産からの米政策の見直し等を踏まえ、①集計区分を都道府県から全国農業地域に集約するとともに規模階層を4区分に統合、②調査周期を毎月から年間（6月～翌年5月）に変更、③調査対象の属性的範囲を販売農家から農業経営体に変更する等の調査設計の見直しを行うとともに、効率的な調査実施の観点から、④第1階層に調査票の往復郵送・回収を導入、⑤政府統計オンライン調査総合窓口から調査票をオンライン回収する等の変更を行っている。
このため、本調査結果を時系列比較する場合等にあつては、これら変更点に留意されたい。
- (2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、計と内訳が一致しない場合がある。
- (3) 収穫量、販売量、在庫量等の数量は、玄米換算した数値である。
- (4) 表中に使用した記号は、次のとおりである。
「…」：事実不詳又は調査を欠くもの
- (5) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「生産者の米穀在庫等調査（令和元年6月30日現在の見込み在庫量及び平成30年結果）」（農林水産省）による旨を記載してください。

13 その他

令和元年6月30日現在の在庫量は見込み数量であり、確定値については、令和元年11月までに公表する予定である。

この資料の詳細な数値については、ホームページに掲載（令和2年1月予定）するとともに、その後刊行する『平成30年生産者の米穀在庫等調査』に掲載する。

なお、公表した数値の正誤情報はホームページでお知らせする。

【ホームページ掲載案内】

- 各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

この結果は、分野別分類「作付面積・生産量、被害、家畜の頭数など」、品目別分類「米（消費）」の「生産者の米穀在庫等調査」で御覧いただけます。

【 http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kome_zaiko/index.html#y1 】

お問合せ先

◎本統計調査結果について

農林水産省 大臣官房統計部

経営・構造統計課 分析班

電話：（代表）03-3502-8111 内線3635

電話：（直通）03-6744-2042

FAX： 03-5511-8772

◎農林水産統計全般について

農林水産省 大臣官房統計部

統計企画管理官 広報普及班

電話：（代表）03-3502-8111 内線3589

電話：（直通）03-6744-2037

FAX： 03-3501-9644



政府統計

政府統計の総合窓口
(e-Stat)

<http://www.e-stat.go.jp/>



農林業センサス

令和2年2月1日現在で、2020年農林業センサスを実施します。

○農林業経営体調査（令和元年12月中旬～令和2年2月末）

○農山村地域調査（令和元年12月上旬～令和2年2月末）

円滑な調査の実施に向けて、ご協力をお願いします。

また、調査票はオンラインによる回答も可能です。

農林業センサスホームページURL：<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc>

農林業センサスに関するお問合せ先は

連絡先：農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課

センサス統計室 農林業センサス統計第1、2班

電話：03-3502-5648（農林業経営体調査について）

：03-6744-2256（農山村地域調査について）

FAX：03-5511-7282